

東日本大震災による水産業の被害実態と復興の足がかり

茨城県における水産業の被害状況

海老沢 良 忠

茨城県水産試験場

1. 茨城県における地震・津波被害概況

2011年3月11日14時46分に発生したマグニチュード9.0の大地震により、茨城県では、震度6強が8市、震度6弱が21市町村、震度5強が14市町、震度5弱が1町と大きなゆれに襲われた。またその後発生した津波により、県中央部に位置する大洗港の津波観測施設では16時52分に4.1mの津波を観測したほか、その後の浸水域現地調査結果から茨城県北部で4~8m、県中央部では4~5m、県南部では3~4mの津波が襲来し、約23km²の浸水被害があったと推定されている。

この地震・津波により、死者24名、重傷者33名、行方不明1名の人的被害があったほか、住宅では全壊2,277棟、半壊16,083棟、一部損傷139,050棟、床上浸水1,519棟、床下浸水700棟の被害(7/12時点茨城県集計)となった。

これらの被害は、震源域に近い宮城、岩手、福島の東北3県に比べれば、少ない数値であるが、茨城県にとっては未曾有の被害と言える。

2. 水産業施設等被害概況

1) 漁港施設等

茨城県には内水面も含め24の漁港があるがこのうち16漁港で被害が発生した。特に海面の9漁港は、地域により程度の差があるがすべて被災し、防波堤の流失倒壊、岸壁の倒壊、エプロンの陥没等の被害が発生した。また霞ヶ浦や澗沼などの内水面部の漁港では津波の波及はほとんどなかったが、揺れによる沈下や亀裂等の被害が7漁港で発生し、これらの被害総額は約427億円程度と推定されている。

海面漁港では、震災直後は港内で沈んだ漁船や陸地から流れ込んだ自動車、漁具、ゴミ等が散乱し、ほとんどの漁港で利用は困難な状況であったが、1~3ヶ月程度の際に沈船の引き上げ、ゴミの撤去等により使用可能な岸壁、航路、泊地等を確保し、順次利用可能な状況に復旧しつつある。

ただし、大きく被災し漁港構造物の本格復旧工事は、これからの着工であり、震災前の状況に復旧するためには数年を要する可能性があり、それまでは水揚・係船岸壁の不足や、台風等の荒天時の静穏度不足等の不安を抱

えながらの利用が続くと推定される。

2) 漁船・漁具

地震の発生が、昼の時間帯であったことなどから、地震が発生してから津波が襲来する間に、港外に出航し被害をまぬがれた漁船も多くあったが、逃げ切れず被災した船も多数発生した。

茨城県における震災前の海面漁業の登録漁船は1,011隻であるが、このうち沈没119隻(登録漁船の11.8%)、行方不明55隻(同5.4%)、破損131隻(同13.0%)、座礁61隻(同6.0%)、合計366隻(同36.2%)と海面漁業に従事する漁船の約17%が沈没や行方不明に、そして約36%の漁船になんらかの被害があったことになる。

また津波の一部は河川を遡上し、那珂川や澗沼川、常陸川等のシジミ漁等に着業している内水面漁船(主に船外機船)にも被害を与え、内水面漁業の登録漁船数1,900隻のうち沈没70隻(3.7%)、破損34隻(1.8%)、座礁4隻(0.2%)、行方不明14隻(0.7%)、合計122隻(6.4%)に被害が発生した。

このほか、津波は漁港岸壁際に準備中であった漁網ロープや漁港用地内の漁具倉庫を破壊して流出させ、推定で22億円程度の漁具被害が発生している。

3) 共同利用施設等

水産物を漁港で水揚げするために必要な施設として、荷さばき施設、製氷施設、活魚施設等があるが、これらも地域により程度の差はあるが、大きな被害を受け、この被害額は約157億円と推定されている。

特に、製氷施設や漁協の冷蔵施設、給油施設などは漁業が本格復旧するためには、必要不可欠であり、応急処置や他施設からの購入等で対応しているが、復旧整備を急ぐ必要がある。

また沿海漁協事務所12箇所のうち、荷さばき所の2階部分に事務所を設けていた漁協は、大きな被災をまぬがれたが、1階部を事務所としていた3漁協が津波により大きく被災し、伝票等の書類やパソコン本体およびデータが流出するなど、大きな混乱が生じている。これらの漁協では仮設事務所に移転し、書類の整理等行っているが、復旧にむけ時間を要する状況となっている。

4) 水産加工業

漁港周辺に立地する水産加工業においても、地震、津波により被害が発生した。これら施設の被害総額は現在明確には算定されていないため、ここに紹介できないが、津波やその後発生した停電等により廃棄処分となった水産加工製品の被害は総額で約9億円と推定されている。

3. 主な漁業種類別復旧現況

1) 大中型まき網漁業（主に80トン～船）

茨城県には80トン型以上の大中型まき網船団が14あるが、このうち今回の津波により、本船（網船）2隻が波崎漁港内で転覆、魚探船1隻が砂浜に座礁、また運搬船1隻が気仙沼でドック中に陸上乗上げの被害が発生した。魚探船や運搬船の代替は、用船対応で順次仮復旧したが、本船2隻は現在、修理及び新船建造中であり、復旧は秋以降になる見込みとなっており、現在12船団の着業となっている。

また、水揚げは比較的被害の少なかった千葉県銚子漁港で対応しており、震災以降まだ県内水揚げはなされていない。

2) 底びき網漁業（主に14～19トン船）

茨城県においては総トン数15トン以上の沖合底びき船が7隻、15トン未満型の板びき網船が18隻、合計25隻の底びき船があるが、津波襲来時には沖で作業中の船が多かったことなどから、一部被災はあったものの3月末～4月中旬にかけて順次復旧し、現在は、沖合底びき船のすべて及び板びき船のうち2隻を除く16隻、合計23隻が操業復帰している。

3) 小型船船びき網漁業（主に4.9トン船）

5トン未満の小型船の主な漁業種類は、シラスやコウナゴを漁獲対象種とした船びき網漁業である。これらの船は許可件数で約300隻程あり前述したとおり、約3割以上の船が被災したが、修理や代船手配等により全体で8～9割の船は稼働可能な状況となっている模様である。

ただし、この漁業は、その後に発生した放射能汚染水の問題で、コウナゴが操業自粛となったことや、シラス漁業の風評被害等により、一時操業を開始した時期もあ

ったが、ふたたび操業停止となっている(7/15日現在)。

4) 定置網漁業

茨城県では日立沖に1箇所、定置網漁業が免許されている。ここでは2ヶ統の網が敷設されていたが、内1ヶ統が津波により大きな損傷を受けた。また定置漁船も損傷したが、これは修理により5月中旬から復帰し、使用可能であった1ヶ統での操業が再開されている。

5) その他漁業等

刺し網漁業やハマグリ貝桁漁業等は主に5トン未満の小型漁船により操業されているが、漁港や漁船の復旧にともない、5月中旬頃から操業が順次再開されている。(※茨城県では海面養殖業はほとんどない。)

4. おわりに

今回の大震災の地震、津波により、茨城県の水産業は大きな被害を受けた、前述したように、海面登録漁船の約18%が沈没・行方不明となり、約36%の漁船が何らかの損傷を受け、漁港岸壁や共同利用施設、そして周辺の水産加工業も被害を受けた。

震災後1ヶ月程度は、ほとんど漁業が行なわれない状況であったが、港内の網やゴミの撤去とともに、漁業活動が順次再開されている。

ただし船を失った経営体や、その後の放射能汚染水問題で操業停止となっている小型船漁業経営体は、収入の見込みがたたないなど、厳しい経営を強いられている。

表1 茨城県における震災被害推定額

区分	被害概要	被害額
漁港	防波堤倒壊、岸壁崩壊、エプロン陥没等	427億円
漁船	沈没189隻、行方不明69隻、破損・座礁230隻、海面登録漁船のうち約36%が被災	44億円
漁具	網流失、ロープ流失等	22億円
共同施設等	製氷施設、冷蔵施設、給油施設等	157億円
加工品	冷蔵庫損傷による製品被害	9億円
計		659億円

注) 被害額は茨城県調べ

注) 港湾施設(漁港区)の被害額は未集計

注) 水産加工業者の施設被害額は未集計